

APNIC 56に向けた意見交換ミーティング

2023.08.30

JPOPF運営チーム

#	Status	提案名
prop-148	継続議論	アドレスリソースのリースの禁止 Leasing of Resources is not Acceptable
prop-152	新規提案	IPv4アドレス分配サイズを/23から/24へ縮小する提案 Reduce the IPv4 delegation from /23 to /24
prop-153	新規提案	PDPの変更 Proposed changes to PDP
prop-154	新規提案	IXP用途IPv4割り当てサイズの変更 Resizing of IPv4 assignment for the IXPs
Prop-155	新規提案	アソシエイト会員へのIPv6 PIアドレスの割り当て IPv6 PI assignment for associate members

prop-148:

アドレスリソースのリースの禁止

Leasing of Resources is not Acceptable

Leasing of Resources is not Acceptable

- 現在のAPNICポリシー文書では、明示的にアドレスリソースのリースは禁止されていません。本提案では、以下の内容をポリシー文書に追加することを提案しています。
 - アドレスリソースのリースは認められない
 - 申告があった場合、APNICは調査を開始するべきである
 - リースや取得時に申請したものと別の用途で使用されていることが確認された際に、分配が取り消される場合がある
- なお本提案がコンセンサスとなった際は、NIRへの適用については記載がされていませんが、以前のバージョンでの提案の際には、同様に実装するよう要求されていました。

Leasing of Resources is not Acceptable

提案文書

5.8. インターネット番号リソースのリース

APNICまたはNIRから委任されたインターネット番号リソースの場合、その必要性を正当化するには、APNICまたはNIRのインフラおよび／または顧客に提供するネットワーク接続サービスを利用する必要があることを意味する。その結果、いかなる形態のIPアドレスのリースも、当初の要求で正当化されない限り、受け入れられず、必要性を正当化するものでもない。インターネットに接続されていないネットワークであっても、IPアドレスのリースは認められない。なぜなら、そのようなサイトはAPNICや関連するNIRに直接割り当てを要求することができ、IPv4の場合はプライベートアドレスを使用するか、市場移転を手配することができるからである。

APNICは、そのようなケースを積極的に調査し、また、APNICが作成したフォームや電子メールアドレス、その他の手段で報告があった場合には、調査を開始すべきである。

APNICの調査により、委任の発行時期にかかわらず、いかなる形態のリースも確認された場合、ポリシー違反とみなされ、リースしている、または最初の要請で指定されていない目的で使用しているアカウント保有者に対して、失効が適用される可能性がある。

prop-152:

IPv4アドレス分配サイズを/23から/24へ縮小する提案

Reduce the IPv4 delegation from /23 to /24

Reduce the IPv4 delegation from /23 to /24

- 現在のIPv4アドレス割り当てプールが枯渇した時点で、IPv4アドレスの分配サイズを/23から/24に変更し、新規事業者に対してのみ返却プールから分配を実施する提案です。
- 合わせて割り当てプールが枯渇した段階で先着順のウェイティングリストを作成することを提案しています。
- 本提案がコンセンサスとなった場合、NIRにも適用されます。

prop-152:IPv4アドレス分配サイズを/23から/24へ縮小する
Reduce the IPv4 delegation from /23 to /24

新規提案

JPOPF-ST

★プール枯渇（2024年中？）

最大/23の
分配

IPv4取得
済み組織

現行ポリシー



新規分配の停止

IPv4
未取得
組織

現行ポリシー

/24の
分配

新ポリシー

ウェイティングリスト作成

<https://www.apnic.net/community/policy/proposals/prop-152/>

JPOPF-ST

prop-153:

PDPの変更

Proposed changes to PDP

Proposed Changes to PDP

- APNICのAPNIC policy development process(APNIC-111)を改訂し、提案の締め切りやコンセンサスに至らず提案者に返却されたポリシー提案の取り扱いなどを明確化する提案です。

<参考>

現文書：

<https://www.apnic.net/about-apnic/corporate-documents/documents/policy-development/development-process/>

Proposed Changes to PDP

現文書

4. 提案プロセス

ポリシー提案がAPNICで採択されるためには、以下の時系列的なステップを踏まなければならない。

ステップ1 OPMでの審議

正式な提案は、Policy SIGチェアが定めた提案期限までにPolicy SIGチェアに提出されなければならない。

採択された提案は、OPM開始の4週間前までにPolicy SIGメーリングリストに送付し、議論を行う。

提案は、提案内容を明確に表現した文章でなければならない、既存のポリシーの変更提案とその理由についても明確に言及しなければならない。

提案文書

4. 提案プロセス

ポリシー提案がAPNICで採択されるためには、以下の時系列的なステップを踏まなければならない。日時は次回のAPNIC会議でのOPMの場で決定される。

ステップ1 OPMでの審議

正式な提案書は、OPM終了日の翌日から次回OPMの5週間前の午前0時までPolicy SIGチェアに提出する。

提案は、提案内容を明確に表現した文章でなければならない、既存のポリシーの変更提案とその理由についても明確に言及しなければならない。

Proposed Changes to PDP

現文書

APNIC事務局は、本文書のセクション5.4に記載されているように、望ましい提案書式を推奨する。

4週間の期限に間に合わなかった場合でも、提案を提出し、OPMでの審議に付すことは可能である。ただし、OPMがその提案について判断を下すことはできない。提案者がその提案を通したい場合は、次のOPMまでにその提案を再提出する必要がある。

提案文書

APNIC事務局は、本文書のセクション5.4に記載されているように、望ましい提案書式を推奨する。

採択された提案は、OPM開始の少なくとも4週間前までに、議長からPolicy SIGメーリングリストに送られ、議論される。

5週間の期限に間に合わなかった場合でも、提案を提出し、OPMでの議論のために提示することは可能である。ただし、OPMがその提案について判断を下すことはできない。提案者がその提案を通したい場合は、次のOPMまでにその提案を再提出する必要がある。

コンセンサスが得られなかった提案については、再提出の前に指摘された問題点を修正し、5週間前の期限までに1 Policy SIGチェアに送付しなければならず、提出されない場合その提案はチェアによって棄却される。

prop-154:

IXP用途IPv4割り当てサイズの変更

Resizing of IPv4 assignment for the IXPs

Resizing of IPv4 assignment for the IXPs

- IXP用途のIPv4アドレスのデフォルト割り当てサイズを現在の/23から/26に変更し、以後そのIXPに接続見込みのユーザ数や利用実績に応じて、より大きなサイズのアドレスの割り当てを行うとした提案です。

Resizing of IPv4 assignment for the IXPs

条件	IPv4割り当てサイズ
新規割り当て	デフォルト /26
12か月以内に60peerを正当化できる場合	/25
12か月以内に100peerを正当化できる場合	/24
既に/24を割り当て済みで、60%以上使用している場合	/23 *1
既に/23を割り当て済みで、80%以上使用している場合	連続した/22 (在庫があれば) *1

*1 新規アドレスの割り当て後、3か月以内に旧アドレスを返却しなくてはならない

※ 国内IXPで、国内の60以上のAPNICメンバおよびリソースホルダー
(他のRIRや歴史的アドレスホルダー) が存在しない場合は、/27以上の割り当ては行えない

prop-155:

アソシエイト会員へのIPv6 PIアドレスの割り当て
IPv6 PI assignment for associate members

IPv6 PI assignment for associate members

- APNICのアソシエイト会員に対して、今後12か月以内に使用開始することを条件にIPv6 PIアドレスの割り当てを申請することができるようにする提案です。
- 現在の会員基準等では、IPv6のみの割り当てを希望した場合、最低割り当てサイズの/48が割り当てられ年会費AUD 1,180が発生します。このことが特に個人のIPv6利用の意欲を減少させていると考えられるため、対処が必要だと提案者は指摘しています。
- なお、同一の提案者より同様の提案(prop-137: IPv6 assignment for associate members)が以前提案されましたが、APNIC52で継続議論となり、APNIC53で棄却となっています。

IPv6 PI assignment for associate members

“APNIC Membership: Tiers and Voting rights” (APNIC-121)

Tier	IPv4	IPv6	投票権
Associate	なし	なし → /48 に変更	1
Very Small	/22以下	/35以下	2
Small	/22 ~ /19以下	/35 ~ /32以下	4
Medium	/19 ~ /16以下	/32 ~ /29以下	8
Large	/16 ~ /13以下	/29 ~ /26以下	16
Vary Large	/13 ~ /10以下	/26 ~ /23以下	32
Extra Large	/10より大きい	/23より大きい	64

※ 本ポリシーに基づき割り当てられる IPv6 PI アドレスは、APNIC-120 第 1 節 (料金表) に定める年間料金の計算対象から除外され、**非課金リソース**となる。

※ IPv6 PI アドレスは**譲渡不可**とする。

“APNIC guidelines for IPv6 allocation and assignment requests”(APNIC-114) Section 9

現文書

APNICから以前にIPv4割り当てを委任された組織は、“APNIC Internet Number Resource Policies” 9.2.1 項に基づき、適切なサイズのIPv6ブロックを受ける資格がある

提案文書

申請資格

APNIC または他の地域インターネットレジストリ (RIR) から IPv4 の割り当てを受けたことのない組織または個人は、/48 IPv6 PI の割り当てを申請する資格がある。

申請資格のある組織は、9.1.4 節に規定される申請するアドレス空間利用の正当性を含め、IPv6 PI 割り当てに関する APNIC ポリシーに規定される要件を満たさなければならない。

IPv6アドレス空間の広報の合意：

IPv6 PIの割り当てを受けた組織または個人は、割り当て日から12カ月以内にIPv6アドレス空間を使用し、広報することに同意しなければならない。

監視と回収：

APNICのホストマスターは、割り当てられたIPv6アドレス空間が確実に利用されるよう監視することができる。

12ヶ月の期間後、IPv6アドレス空間が公表されない場合、またはAPNICホストマスターが意図された目的に使用されていないと判断した場合、割り当てられたIPv6アドレス空間は返却の対象となります。

回収されたIPv6アドレスは、他の適格な組織への再割り当てのため、フリープールに戻される。

“APNIC Internet Number Resource Policies”(APNIC-127) Section 9.1.4

提案文書(追加)

9.1.4 IPv6 PIアドレスの割り当て

資格

割当日から12ヶ月以内にIPv6アドレス空間の使用と広報を約束できる申請者は、IPv6 PIアドレスの委任を受ける資格がある。

初期割り当て：

資格のある申請者に対するIPv6 PIの初期割り当ては、/48 となる。

追加割り当て：

/48を超える追加のIPv6アドレス空間については、申請者はAPNICポリシー（APNIC-127）で定義される第9.2項「追加割り当て」で指定されるガイドラインに従わなければならない。

その後の割り当ては、申請者の必要性和APNICのIPv6割り当てポリシーの遵守に基づいて評価される。

JPOPF-ST